

「インボイス制度」への対応に関するお知らせ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に適応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」という）が開始されますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 インボイス発行事業者の登録申請手続きのお願い

当社と電力受給契約を締結されている発電事業者さまのうち、消費税法に基づく課税事業者に該当する場合は、インボイス発行事業者の登録申請手続きをお願いいたします。

(1) インボイス発行事業者登録制度の概要

インボイスとは、「売手が、買手に対して正確な適用税率や消費税等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書等をいいます。

インボイス制度下において、インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。なお、インボイス発行事業者になるためには、税務署長に登録申請手続きを行っていただく必要がございます。

(2) インボイス登録申請期間

インボイス制度が開始される2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として、2023年3月31日までに税務署へ登録申請手続きを行っていただく必要がございます。登録申請から登録まで、一定の時間を要しますので、登録をご予定されている発電事業者さまは、お早めの申請をお願いいたします。

2 インボイス登録番号の当社へのご連絡

各発電事業者さまのインボイス発行事業者登録の有無や、インボイス事業者の登録完了時に発行される「インボイス登録番号」等の当社へのご連絡につきましては、詳細が決まり次第、改めてお知らせさせていただきます。

3 その他

(1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）や、FIT制度に関するお問い合わせにつきましては、以下の各省庁へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

○インボイス制度に関するお問合せ

＜国税庁公表 WEB サイト「特集インボイス制度」＞

URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

＜国税庁 問い合わせ窓口＞

0120-205-553 [受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日を除く)]

○再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）に関するお問い合わせ

＜資源エネルギー庁WEBサイト「なっとく！再生可能エネルギー」＞

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_invoice.html

＜資源エネルギー庁 問い合わせ窓口＞

0570-057-333 [受付時間 9:00 ~ 18:00 (土・日・祝日を除く)]

※PHS、IP 電話からは、044-952-7917 におかけください。

(2) 当社はインボイス制度が導入されることに伴い、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」の変更を予定しております。別途内容が確定次第、以下リンク先においてお知らせさせていただきます。

【再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱】

URL: <https://www.kansai-td.co.jp/application/renewable-energy/fixed-purchase/contract.html>

以 上